

第6節 予防規程制定（変更）承認申請

1 申請の方法

- (1) 予防規程の認可の申請は、危則別記様式第26による申請書に当該認可を受けようとする予防規程を添えて行うこと。
- (2) 予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合は、すべての製造所等を含め事業所単位に一の予防規程として認可申請することができるものであること。

2 申請書の記載方法

予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合は、危則別記様式第26の申請書に当該事業所における代表的な対象施設に関する事項を記入し、他の対象施設の製造所等の別、危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数を一覧表にしたものを添付することによって行なうこと。

3 認可の基準

- (1) 予防規程の認可は、危則第60条の2に掲げる事項が規定されているか否か、その内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合するものであり、かつ、火災予防上適当なものであるか否かを判定の基準とすること。（法第14条の2第2項）
- (2) 予防規程が次のいずれかに該当するときは、認可を与えないこと。
 - ア 基本的事項が明確でないとき。
 - イ 予防規程に政令第4章の規定に違反するものがあるとき。
 - ウ その他火災予防上不適当と認められる事項があるとき。
- (3) 予防規程に定めるべき事項が事業所の社内規程で定められている場合は、当該社内規程を準用する形で予防規程に定めることは可能であるが、この場合、必要に応じて当該社内規程を添付すること。

また、予防規程制定又は変更の認可後に、予防規程の制定が必要又は不要となった施設が生じた場合であって、当該予防規程を変更することなく、これら施設に当該予防規程を適用又は除外しようとするときは、その旨の申請を行うこと。なお、この際、添付資料については、当該予防規程が適用又は除外される施設が分かる資料で足りる。

4 予防規程の内容

予防規程は、法第10条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、危則第60条の2に規定するもののほか、次の各項目について定めること。ただし、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類若しくは数量又は製造所等の施設、人員その他の状況により、火災の予防上支障がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

また、予防規程に定める内容については、「予防規程作成上の留意事項について」（H. 13. 8. 23 消防危第98号）、「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定に

ついて」（H. 24. 8. 21 消防危第197号）、「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」（H26. 3. 31 消防特第49号・消防危第84号）、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」（H. 26. 5. 23 消防危第136号）、「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」（R. 2. 3. 27 消防災第55号・消防危第86号（R. 3. 3. 30 消防災第41号・消防危第49号改正））を参考にすること。

- (1) 予防規程の適用範囲及び遵守に関すること。
- (2) 予防規程の改廃の手續及び取扱いの方法に関すること。
- (3) 危険物の性状及び貯蔵並びに取扱いの方法に関すること。
- (4) 請負業者等社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。
- (5) 移送取扱所のうち、法第12条の5の規定による応急措置について市長と協議した事項に関すること。
- (6) 地下貯蔵タンクにおいて、単独荷卸しを実施する場合は、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（H. 17. 10. 26 消防危第 245 号通知）第3に基づく必要事項。

なお、予防規程の作成義務がない施設であっても、当該通知に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。

- (7) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（H. 10. 3. 13 消防危第25号通知（H. 24. 3. 30 消防危第91号、H. 24. 5. 23 消防危第138号改正））第6に基づく必要事項。
- (8) 給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業をする場合は、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」（H. 13. 11. 21 消防危第127号通知）第2-2に基づく必要事項。
- (9) 平成15年12月17日総務省令第143号附則第3項第2号に規定する在庫管理を行う製造所等については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（H. 16. 3. 18 消防危第33号通知（H. 19. 3. 28 消防危第66号、H. 22. 7. 8 消防危第144号、R. 1. 8. 27 消防危第120号改正））第1-3(3)ウ(イ)に基づく必要事項。
- (10) 圧縮天然ガス又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」（H. 10. 3. 11 消防危第22号通知（H. 29. 1. 26 消防危第31号改正））第2-2に基づく必要事項。
- (11) 電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を有する給油取扱所については、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針につ

いて」（H. 27. 6. 5 消防危第 123 号通知（R1. 8. 27 消防危第 118 号改正））第 2 2 に基づく必要事項。

- (12) ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（H. 11. 6. 2 消防危第 53 号）第 3 2 に基づく必要事項。
- (13) 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（H. 24. 3. 16 消防危第 77 号通知）第 3 に基づく必要事項。
- (14) 危険物から水素を製造する改質装置を設置し、暖機運転時に遠隔監視を行う場合は、「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」（H. 24. 5. 23 消防危第 140 号通知（H. 24. 12. 18 消防危第 263 号改正））第二に基づき必要事項。
- (15) 震災時等に使用する非常用発電機を設置する給油取扱所において、予防規程が必要となる施設については、「危険物施設の震災等対策ガイドライン【給油取扱所編】」（H. 26. 5. 23 消防危 136 号）第 3 章 2 (2) に基づく必要事項。
- (16) 給油取扱所において、携帯型電子機器を使用する場合は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（H. 30. 8. 20 消防危第 154 号通知）3 に基づく必要事項。

この場合において、上記通知 3 に係る事項について施設の実情に応じて具体的に予防規程に記載すること。

なお、通知 1 及び 2 に係る事項について確認できるように認可申請時に予防規程に記載し、又は携帯型電子機器の仕様書等を添付する必要があるが、携帯型電子機器の型式等は予防規程に記載する必要はなく、また、携帯型電子機器の仕様書等は予防規程の関連文書に位置付ける必要はない。

- (17) セルフのガソリンスタンドにおいて、可搬式の制御機器を使用する場合は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」（R. 2. 3. 27 消防危第 87 号通知）3 に基づく必要事項。
- (18) 給油取扱所の屋外において、物品の販売等を行おうとする場合は、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（R. 2. 3. 27 消防危第 88 号通知）2 に基づく必要事項。
- (19) 「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（H. 31. 4. 24 消防危第 84 号（R. 2. 1. 23 消防危第 21 号改正））に基づき自主行動計画を定める製造所等にあつては、当該自主行動計画を予防規程の関連文書として位置づけること。

また、予防規程の作成義務のない場合においても、安全管理に関する社内規定やマ

マニュアル等に自主行動計画を位置付けるとともに、管轄消防署に情報提供すること。

- (20) ドローンを用いて危険物施設の点検、巡視等を行う場合、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの送付について」（H. 31. 3. 29 消防危第 51 号・消防特第 49 号（R. 2. 3. 27 消防危第 74 号・消防特第 36 号、R. 4. 4. 20 消防危第 92 号・消防特第 80 号改正））に基づく飛行計画書を作成し、当該飛行計画書を予防規程の関連文書として位置づけること。

また、予防規程の作成義務のない場合においても、ドローンの飛行に伴う危害防止の観点から、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に飛行計画を位置付けるとともに、管轄消防署に情報提供すること。

- (21) 給油取扱所において給油取扱所の営業時間外に販売等の業務を行う場合、「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」（R. 3. 3. 30 消防危第 50 号）2 に基づく必要事項。